

神通川水系流域委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「神通川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、神通川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について点検した結果に関して意見を述べる。

2 委員会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。

3 委員会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

(組織等)

第3条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。

3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会の招集は、局長より委任された富山河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。

2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

(情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

附則 本規約は、令和4年9月12日より施行する。

令和7年8月5日 一部改正

別添

神通川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
あずま しゅういち 東 秀一	富山漁業協同組合 代表理事組合長	
いいの けいこ 飯野 恵子	飯野恵子税理士事務所 代表	
いなむら おさむ 稲村 修	魚津水族館 元・館長	
いのぐち むねなり 井ノ口 宗成	立命館大学 政策科学部 教授	
おおた みちひと 太田 道人	富山市科学博物館 前副館長・学芸員(植物)	
きゅう か ともこ 久加 朋子	富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科 准教授	
しまさき さだのり 島崎 定則	婦中熊野地区 自治振興会 会長	
すずき ひろゆき 鈴木 洋之	北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授	
たかはし ごういちろう 高橋 剛一郎	NPO 法人 神通川を楽しむ会 理事長	
たきもと ひろし 瀧本 裕士	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 教授	
たけだ たいへい 武田 泰平	北陸電力(株) 再生可能エネルギー一部 副部長	
てばかり たいち 手計 太一	中央大学 理工学部 都市環境学科 教授	
まきの いわお 牧野 巖	富山県教育委員会 教育みらい室小中学校課 主任指導主事	
みやた よしひと 宮田 義人	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	

敬称略、五十音順